

一般競争入札説明書

沖縄県立首里高等学校

沖縄県立首里高等学校 電話機器賃貸借契約

(契約期間：令和8年4月1日～令和15年3月31日(日))

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| □ 広 告 期 間 | 令和8年3月5日～令和8年3月12日 |
| □ 質 問 受 付 期 間 | 令和8年3月12日(木)午後1時 |
| □ 入札参加資格確認資料提出期限 | 令和8年3月12日(木)午後5時 |
| □ 入 札 書 保 証 金 納 付 期 限 | 令和8年3月17日(火)午後5時 |
| □ 入 札 日 | 令和8年3月18日(水)午前11時 |

入札説明書

沖縄県立首里高等学校

沖縄県立首里高等学校長が発注する電話機器賃貸借契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1. 公告日

令和8年3月5日（木）

2. 入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県立首里高等学校 電話機器賃貸借契約
- (2) 契約内容 別添仕様書による
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（84ヶ月）
- (4) 留意事項 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができるものとする。

3. 入札参加者に関する事項

次の要件を満たす者

- (1) 沖縄県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。（入札日までに登録完了していること）
- (2) 入札参加資格確認申込期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税・消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (5) 沖縄県物品調達等における暴力団の排除に関する協議書に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。

4. 入札参加資格等の確認及び応札明細書提出期間

本件入札に参加を希望する者は、入札資格等を確認するために、次の書類を期限までに提出すること。（郵送の場合は、簡易書留による。ただし、不備等がある場合は、申込期間内に補正しなければならない。）

(1) 提出書類

- ア. 提出書類確認書
- イ. 一般競争入札参加資格確認申込書（第1号様式）
- ウ. 競争入札参加資格登録名簿に登録された者であることを証明する書類
- エ. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- オ. 入札保証金に関する書類（入札保証金説明書を参照）
- カ. 応札明細書（内訳明細添付）
- キ. 誓約書

(2) 提出場所 〒903-0816 沖縄県那覇市首里真和志町2-43
沖縄県立首里高等学校 事務室

(3) 提出期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月12日（木）まで
受付時間 午前9時から午後5時まで
（直接持参又は郵送（簡易書留に限る）による提出も可。）
※土曜、日曜、祝祭日を除く

(4) 審査結果 本件入札への入札参加の可否を個別に連絡する。

5. 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月18日（水）午前11時
- (2) 場所 沖縄県立首里高等学校 管理棟1階 養秀会議室

6. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び円に限る。

7. 入札保証金に関する事項

別紙入札保証金説明書による。

8. 入札

入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を一件ごとに作成して封書にし、所定の日時までに提出しなければならない。

- (1) 入札者は、上記4(1)に定める書類を4(3)までに提出した上で、入札書を提出しなければならない。
- (2) 入札書は5(2)の開札場所に直接、持参して提出すること。
- (3) 開札に立ち会う者は、入札参加資格があることが確認された者又はその代理人とする。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず委任状（別紙様式）を提出すること。
- (5) 入札は別添仕様書に基づき見積るものとする。
- (6) 入札書作成にあたっては、入札書（記入例）を参照すること。

- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（該当金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とする。
- (8) 入札者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、書換、引替え、変更又は取り消しをすることができない。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は 3 回を限度とする。
- (6) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により、随意契約ができるものとする。

11. 入札の執行人及び立会人

沖縄県立首里高等学校 事務職員

12. 契約に関する事務の担当者及び連絡先

沖縄県立首里高等学校

〒903-0816 沖縄県那覇市首里真和志町 2-43
連絡先：(TEL)098-885-0028 (FAX)098-884-3442
担 当：上地

13. 契約保証金に関する事項

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合（その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
※入札保証金免除のために、当該実績を確認できる書類（契約書等）を提出している場合は、追加の提出は不要とする。

14. 契約締結の期限

落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなければならない。

15. その他

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) 入札関係書類は、沖縄県教育委員会ホームページ内「公募・入札」に掲載されている資料を、ダウンロードすること。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。契約締結の翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができるものとする。
- (5) その他必要な事項、変更等は学校と協議しその都度対応すること。